

日豪EPA交渉に関する意見書

日本と豪州は、両国の経済関係の強化を図るため、EPA（経済連携協定）の締結に向けた二国間交渉を本年から開始することを昨年12月に合意した。

しかしながら、豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物の占める割合が高く、しかも、我が国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれている。

今後の交渉では、農産物の取扱いが焦点となるのは必至で、その取扱い如何によっては、日本の農業に大きな打撃を与えるおそれがある。

このため、今後の交渉にあたっては、下記の事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目については、交渉において除外するなどの例外措置を確保すること。
- 2 WTO農業交渉における、これまでの我が国の主張に基づいた整合性のある対応を行うこと。
- 3 交渉にあたっては期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、豪州側において我が国の重要品目の取扱いについて配慮がない場合は、交渉の中断も含め厳しい判断をもって臨むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月7日

和歌山県議会議長 向井 嘉久藏

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣